



座間市議会だより

No.123
平成15年2月15日
発行 座間市議会
編集 議会だより編集委員会
座間市緑ヶ丘1-1-1
電話046(255)1111(代表)
本紙は100%再生紙を使用しております



出荷が急がれる地場産業（イチゴ栽培）
（15.1 中河原地区にて）

一般会計補正予算など

三十議案を原案可決

12月定例会

十二月定例会は十二月二日に開会し、冒頭に十一月臨時会で閉会中の継続審査となつておりました平成十三年年度一般会計決算、特別会計決算四件を認定したほか、市長提出議案十七件、議員提出議案八件、陳情十一件を審議し、二十日に閉会しました。

平成十四年度一般会計補正予算（第三号・第四号）は、この結果、一般会計予算は、予算（第三号・第四号）は、歳入歳出それぞれ十一億一千九百七十六万六千円を追加して、総額三百七十七億四千六百八十九万二千二百六十六円、土木費三

平成13年度各会計決算状況

（単位：円）

	収入済額 (A)	支出済額 (B)	差引残高 (A - B)	
一般会計	31,231,213,000	29,875,752,773	1,617,734,793	
特別会計	21,462,183,000	20,784,582,522	671,768,642	
内訳	国民健康保険事業	8,601,007,241	8,311,185,446	289,821,795
	老人保健	5,816,173,087	5,755,538,534	60,634,553
	公共下水道事業	4,389,010,100	4,188,455,803	200,554,297
	介護保険事業	2,650,160,736	2,529,402,739	120,757,997
合計	52,949,838,730	50,660,335,295	2,289,503,435	

千九百九十六万六千円、教育費七百八十三万三千円などで、この主な事業は、市立入谷プール用地取得に伴う土地交換差額金、児童福祉法に基づく児童手当支給事業費、目久尻川橋りょう架替事業費、相模川河川環境整備用地取得事業費、私立幼稚園就園奨励事業費、外国人子女日本語指導等協力者派遣事業費、要保護及び準要保護児童生徒援助事業費、部活動指導者の充実を図るための指導者派遣事業費、社会

教育活動事業の推進に伴うさまざまなインフラ整備費などです。第四号補正予算は、市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、常勤特別職員及び市職員との給与に関する条例の一部改正による期末手当等の支給割合の削減等により人件費関連経費の削減が主なものです。その他に健全な財政運営及び財源の調整を図るために財政調整基金積立金、債務の早

期解消を図るために、緑ヶ丘土地区画整理地内保留地の一部取得事業などです。議会でそれぞれその常任委員会に付託し審査をいたしました。その結果、各委員会とも原案のとおり可決し、本会議におきましても、各委員長報告のとおり決まりました。国民健康保険事業・公共下水道事業・老人保健・介護保険事業、以上の特別会計補正予算と、水道事業会計補正予算も可決されました。

教育長に金子功雄氏が再任
二十日の本会議に、教育委員会委員の任期満了に伴い金子功雄氏（五十九歳）を任命したいとの議案が提出され、賛成多数で任命に同意しました。本会議で同意されたのを受けて、二十一日の教育委員会臨時会において、教育長に任命されました。なお、金子氏は三期目で任期は平成十八年十二月二十日まで。

平成十三年年度各会計決算を認定

一日の本会議で平成十三年年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計の各決算を認定しました。各会計の決算は、十一月臨時会で上程され、議会で認定

定を求められていたもので、各々所管の常任委員会に付託し審査しました。その中で、予算を議決した趣旨と目的にしたがって適法適正に、そして効率的に執行されたのか、それによつてどのように行政効果が発揮され、今後の行政運営においての改善工夫がなされるべきであるかなど、あらゆる面から審査しました。歳入については、最近の社会・経済情勢から、市税収入が減少傾向にある厳しい状況の中で収納向上に努力され、

特に単年度財政力指数が〇・〇二八ポイント改善されたことは、評価できるものです。歳出については、限られた財源の中での確な対応をされ、後期基本計画に掲げた事務事業の着実なる推進を図るとともに、市政三十周年記念に伴う各種事業が多く市民参加により開催されたことなど、多岐にわたり論議されました。採決の結果、いずれの会計も賛成多数で認定されました。各会計の決算状況は別表のとおりです。

行政組織条例の一部を改正 電子自治体実現に向けて

二十日の本会議で「行政組織条例」の改正が決定しました。

この条例改正は、本市を含む県内各市町村と県とで神奈川県市町村電子自治体共同運営検討協議会が組織され、電子自治体の共同運営について、システムの構築及び運用に関する協議を進め電子自治体の実現を目指し、行政組織を改正するものです。

主な改正内容は、現在の本市の情報システム関連部課が二部三課にわたっているため、

現状の体制では効率的、合理的、総合的な取り組みがにくい状況にあります。よつて、情報システム関連の事務を一体的に集約し、より効率的にIT化の推進を図るなど、時代の要請に応える組織とするものです。

審査過程では、今後の取組み状況や、方向性について積極的な質疑・意見交換が行われ、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決しました。なお、本条例は平成十五年四月一日から施行されます。